

訪問販売からネット通販まで  
消費者トラブルに詳しくなれる!

受講者  
募集

参加費  
無料

～地域の消費者トラブル、きづいてつなごう～

第6期

# 消費生活 サポーター 養成講座

主催：川崎市

これって誰に  
相談できるの?

屋根修理が高額!  
騙されてる!?

ネット通販は  
クーリング・オフ  
できるの?



消費者行政センター  
イメージキャラクター  
てるみ～にゃ



『消費生活サポーター』とは、地域において、消費生活に関する見守りや知識を広げる担い手として、ご自身のライフスタイルや経験に合わせ、ボランティアとして活動いただくサポーターのことです。消費生活に関する講座を2日間受講いただくと、『消費生活サポーター』に登録いただけます。

受講修了証は登録を希望しない方にも交付します。

1回目 令和5年12月7日(木)  
13:00～16:00

2回目 令和5年12月15日(金)  
13:00～16:00

対象者

川崎市内在住・在勤・在学の18歳以上(令和6年3月末時点)の方

講座内容

- 悪質商法などの最近の消費者トラブルの事例と対処方法
- 消費者が契約について知っておくべき基本的な法律知識
- 「消費生活サポーター」としての役割・心構えとコミュニケーションなど

会場

川崎市総合自治会館 大会議室 川崎市中原区小杉3丁目600番 コスギ サード アヴェニュー4階  
(※エレベーターをご利用ください)

定員人数

定員50名 先着順

申込期間

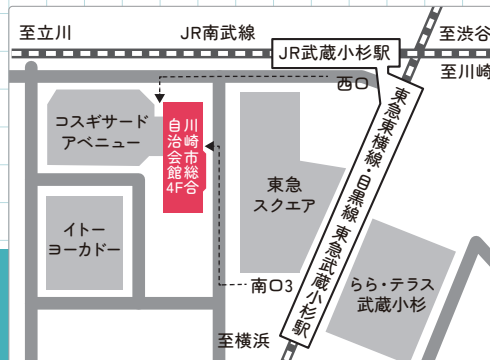
10月16日(月)10:00から  
11月24日(金)まで

申込方法

申込フォームもしくは電話にて受付  
定員に達し次第、受付終了

申込先

消費生活サポーター養成講座事務局



申込・受講に関するお問合せ

消費生活サポーター養成講座事務局  
(業務委託先:株式会社SBSプロモーション)  
TEL: 03-6263-8778 (平日 10:00～17:00)

事業に関するお問合せ

川崎市消費者行政センター  
TEL: 044-200-3864 (平日 8:30～17:15)

～地域の消費者トラブル、きづいてつなごう～

第6期

# 消費生活サポーターとは？

消費者行政センター  
イメージキャラクター  
てるみ～にゃ



## 消費生活サポーターの主な活動

### 伝える

- 身近な人に消費生活の情報などを伝える
- 地域の集まり等で、消費者トラブル等の話題を取り上げる
- 地域のグループで、センターが実施している出前講座「くらしのセミナー」(無料講師派遣)を利用する

…など

### つなぐ

- 高齢者等への「声かけ」や「見守り」をする
- 身近な方との会話の中で、消費者トラブルの話を聞いたら、センターの窓口を紹介し、相談を勧める

…など

### 学ぶ

- 啓発冊子や出前講座等で消費者問題等についての知識を学ぶ
- 消費者行政センターが開催する講座・イベントに参加する

…など

## 消費生活サポーターになると学びと交流の機会も！

- サポーター登録証とサポーター手帳を交付します  
(公的資格を付与するものではありません)
- センター主催の最新のイベント・講座情報や消費生活情報を掲載した「くらしの情報かわさき(季刊)」を定期的を送付します
- 今知りたい最新の消費生活情報をメールで配信します
- センター主催の無料の講座・イベントでは同じ意識を持つ方々との交流の機会も！



### 申込期間

10月16日(月)から11月24日(金)まで

※受付開始10:00～

川崎市のホームページ「消費生活サポーター制度について」に掲載されている  
受講申込のリンクをクリックし、申込フォームに必要事項を入力してください。

※ご記入いただいた個人情報は、当該事業の運営以外には使用いたしません。

消費者  
トラブルマスター！

### 申込方法

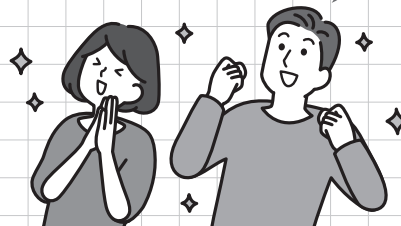


「消費生活サポーター制度」について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000096723.html>

川崎市 消費生活サポーター

検索



電話でのお申し込みも可能です。氏名、年齢、住所、電話番号(日中連絡先)、メールアドレス等を伺います。

申込・受講に関するお問合せ

消費生活サポーター養成講座事務局(業務委託先:株式会社SBSプロモーション)

TEL : 03-6263-8778(平日 10:00～17:00)